第四十条の六第五十二項第二号を削り、同項第三号中「第七十条の四の二第一項各号に掲げる貸付け」を「第七十条の四の二第一項に規定する特定貸付け」に、「当該貸付け」を「当該特定貸付け」に改め、同号を同項第二号とし、同条第五十三項中「第六十三項」を「第六十二項」に改め、同条第五十九項中「第六十四項」を「第六十三項」に改め、同条第六十項を削り、同条第六十一項を同条第六十項とし、同条第六十二項を同条第六十一項とし、同条第六十三項中「第五十二項第三号及び第六十項」を「第五十二項第二号」に、「これらの規定」を「同号」に改め、同項を同条第六十二項とし、同条第六十四項を同条第六十三項とし、同条第六十五項から第七十項までを一項ずつ繰り上げる。

第四十条の六の二第八項中「前条第六十四項」を「前条第六十三項」に改める。

第四十条の七第六項第一号中「第四十条の六第六十七項第二号」を「第四十条の六第六十六項第二号」に改め、同条第十項中「若しくは同法第二十条に規定する農用地利用集積計画の定めるところにより譲渡をした場合」を削り、同条第二十項及び第二十七項中「農用地利用集積計画」を「農用地利用集積等促進計画」に改め、同条第五十六項を次のように改める。

56　第四十条の六第五十二項の規定は、法第七十条の六第二十八項に規定する特定貸付けができない場合として政令で定める場合について準用する。この場合において、第四十条の六第五十二項第一号中「第七十条の四第二十二項」とあるのは「第七十条の六第二十八項」と、「農地等」とあるのは「特例農地等」と、同項第二号中「第七十条の四第一項本文」とあるのは「第七十条の六第一項本文」と、「受贈者が法第七十条の四の二第一項」とあるのは「農業相続人が法第七十条の六の二第一項」と読み替えるものとする。

第四十条の七第六十二項中「第五十六項」の下に「において準用する第四十条の六第五十二項」を加え、「同項」を「同項第二号」に改める。

第四十条の十九第五項第一号中「第十九条第一項」を「（昭和三十五年法律第百二十三号）第十九条第一項」に改める。

第四十二条第一項中「すべて」を「全て」に改め、同項第二号を次のように改める。

二　当該家屋が建築基準法施行令第三章及び第五章の四の規定若しくは国土交通大臣が財務大臣と協議して定める地震に対する安全性に係る基準に適合するものであること又は昭和五十七年一月一日以後に建築されたものであること。

第四十四条の二を削り、第四十四条の三を第四十四条の二とし、第四十四条の四を第四十四条の三とする。

第四十六条第二項中「第十八条第一項」を「第十八条第二項」に改める。

第四十六条の七第一項中「第四十六条の八の二第一項第一号」を「第四十六条の八の二第二項第一号」に改める。

第四十六条の八の二の見出し中「で販売する酒類の範囲、手続等」を「における免税販売手続等」に改め、同条第十五項中「第二項第一号ロ」を「第三項第一号イ及びロ」に、「同号ロに規定する旅券等に記載された情報」を「旅券情報等」に、「第四項」を「第五項」に、「第九項」を「第十項」に改め、同項を同条第十六項とし、同条第十四項中「第二項第二号に規定する運送契約を締結した国際第二種貨物利用運送事業者」を「第三項第二号に規定する運送契約を締結した国際第二種貨物利用運送事業者」に、「非居住者」を「免税購入対象者」に、「居住者（外国為替及び外国貿易法第六条第一項第五号に規定する居住者をいう。以下この項において同じ。）となる」及び「居住者となる」を「免税購入対象者でなくなる」に、「第四十六条の八の二第二項第二号」を「第四十六条の八の二第三項第二号」に、「なる時」を「なくなる時」に、「第十八条第十六項」を「第十八条第十七項」に、「第四十六条の八の二第十四項」を「第四十六条の八の二第十五項」に改め、同項を同条第十五項とし、同条第十三項中「非居住者」を「免税購入対象者」に、「第二項第二号」を「第三項第二号」に改め、同項を同条第十四項とし、同条第十二項中「第五項及び第六項」を「第六項及び第七項」に、「第十項前段」を「第十一項前段」に改め、同項を同条第十三項とし、同条第十一項を同条第十二項とし、同条第十項中「第十二項」を「第十三項」に、「、第四項」を「、第五項」に改め、同項を同条第十一項とし、同条第九項中「第二項第二号」を「第三項第二号」に改め、同項を同条第十項とし、同条第八項中「第二項第一号」を「第三項第一号」に、「非居住者」を「免税購入対象者」に改め、同項を同条第九項とし、同条第七項中「第四項」を「第五項」に、「第十項前段」を「第十一項前段」に改め、同項を同条第八項とし、同条第六項中「第四項」を「第五項」に改め、同項を同条第七項とし、同条第五項を同条第六項とし、同条第四項中「第二項第一号ロ又は第二号イ」を「第三項第一号又は第二号」に、「同項第一号ロ」を「同項第一号イ及びロ」に、「旅券等に記載された情報の」を「情報（以下この項及び第十六項において「旅券情報等」という。）の」に、「当該旅券等に記載された情報」を「当該旅券情報等」に、「非居住者」を「免税購入対象者」に、「第十八条第六項」を「第十八条第七項」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項中「居住者（法第八十七条の六第三項に規定する居住者をいう。）となる」を「免税購入対象者でなくなる」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項第一号中「非居住者」を「免税購入対象者」に改め、同号イ中「以下この項」を「イ」に、「同じ。）」を「同じ。）又はデジタル庁が整備及び管理をする情報システムにより当該旅券等に係る情報が表示された当該免税購入対象者の使用する通信端末機器（入出力装置を含む。）の映像面」に、「提示する」を「提示し、かつ、当該旅券等に係る情報を当該酒類製造者に提供する」に改め、同号ロを次のように改める。

ロ　第一項に規定する者にあつては、同項に規定する書類を当該輸出酒類販売場を経営する酒類製造者に提示し、かつ、当該書類に記載された情報を当該酒類製造者に提供すること又は当該書類の写しを当該酒類製造者に提出すること。

第四十六条の八の二第二項第二号中「非居住者」を「免税購入対象者」に改め、同号イ中「全て」を削り、同項を同条第三項とし、同条第一項を同条第二項とし、同条に第一項として次の一項を加える。

法第八十七条の六第一項に規定する政令で定める者は、日本国籍を有する者であつて、国内（酒税法の施行地をいう。）以外の地域に引き続き二年以上住所又は居所を有することにつき財務省令で定める書類により確認がされた者とする。

第四十六条の八の三中「前条第二項第二号ロ」を「前条第三項第二号ロ」に、「前条第四項」を「前条第五項」に、「同条第十項後段」を「同条第十一項後段」に改める。

第四十六条の八の六を第四十六条の八の八とする。

第四十六条の八の五の二を第四十六条の八の六とし、同条の次に次の一条を加える。

（税関長の権限の委任）

第四十六条の八の七　法第八十七条の六第三項本文の承認及び徴収に係る税関長の権限並びに同項本文の規定により直ちに徴収する酒税に関する法令の規定に基づく税関長の権限は、次の各号に掲げる権限の区分に応じ、当該各号に定める税関官署の長に委任されるものとする。ただし、国税通則法第四十五条第一項の規定により読み替えて適用する同法第四十条並びに同法第四十三条第四項及び第五項の規定に基づく税関長の権限については、税関長が自ら行うことを妨げない。

一　法第八十七条の六第三項本文の承認及び徴収に係る税関長の権限並びに同項本文の規定により直ちに徴収する酒税に関する国税通則法第三十三条第三項の規定により読み替えて適用する同法第三十二条第一項から第四項まで、同法第三十三条第四項、同法第四十五条第一項の規定により読み替えて適用する同法第三十六条、第三十八条第一項及び第二項並びに第四十条並びに同法第四十三条第一項ただし書、第四項及び第五項の規定に基づく税関長の権限（以下この項においてこれらの権限を「税関長権限」という。）（次号の規定により同号に定める税関官署の長に委任されるものを除く。）　当該税関長権限に係る処分の対象となる事項を税関長が定めるところに従つて所轄する税関出張所、税関支署出張所並びに税関長が指定する税関監視署及び税関支署監視署

二　税関長権限　当該税関長権限に係る処分の対象となる事項を税関長が定めるところに従つて所轄する税関出張所、税関支署出張所並びに税関長が指定する税関監視署及び税関支署監視署